

「定額会費の額」等の改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定額会費の額の改正新旧対照表.....	1
2 . 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表.....	5

		<u>20万円</u>
<u>15兆円</u>	〃	<u>20兆円</u>
		<u>30万円</u>
<u>20兆円</u>	〃	<u>40万円</u>

(2) 特別会員 基本割額と資本金割額との合計額

- a 基本割額 12.5万円
- b 資本金割額 2.5万円

2 前項に規定する定額会費は前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して本所へ納入するものとする。

(日割計算)

第3条 会員の加入日又は脱退日の属する月の定額会費の額は、日割をもって計算する。 (新設)

(算出の時期)

第4条 第2条の規定による定額会費の算出は、毎年1回、4月におこなう。ただし、同条第1項第1号aに定める基本割額の区分は、毎月1日現在の現況によるものとする。 (新設)

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号bに定める資本金割額の区分に変更が生じる場合には、前項に定める月以外に定額会費の算出をおこなうことができる。

(算出の資料)

第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々営業年度における有価証券報告書又は営業報告書によりおこなう。 (新設)

2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる資料による定額会費の算出が困難な場合または本所が適当でないとする場合には、本所は、その他の資料をもって、定額会費の算出をおこなう

ことができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 定額会費の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までは、次の各号に掲げた期間に本所に加入した会員別に、第1号aからeまたは第2号aからdに定める額とする。ただし、平成15年5月1日から平成17年3月31日までに加入した会員については、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の定額会費の合計額は、156万円とみなす。
 - (1) 平成15年12月31日までに加入した会員の場合
 - a 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
改正前の規定による平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の定額会費の合計額に、改正前の定率会費の算出の基準及び徴収標準率第1項第3号及び第5項第2号による平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の定率会費の合計額を加えた額（以下、「改正前会費合計額」という。）に120分の15を乗じた額と改正後の第2条により算出した定額会費（以下、「改正定額会費」という。）のいずれか低い方の額
 - b 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
改正前会費合計額に120分の20を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額
 - c 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の25を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

d 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の27.5を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

e 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の30を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

(2) 平成16年1月1日から平成17年3月31日までに加入した会員の場合

a 平成17年4月1日から平成19年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の12を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

b 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の15を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

c 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の20を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

d 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

改正前会費合計額に120分の30を乗じた額と改正定額会費のいずれか低い方の額

定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1)・(2) (略) (削る)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5(1) (略) (削る)</p> <p><u>6 前各項に規定する定率会費は前月分を、消費税額及び地方消費税額を加算して本所へ納入するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 上場銘柄の普通株、優先株、優先出資証券、投資証券及び新株引受権証書の市場外における売買代金の万分の1.35</u> <u>ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.30</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5(1) (略)</p> <p><u>(2) 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券の市場外における売買代金の万分の1.35</u> <u>ただし、特別会員は市場内における売買代金の万分の0.30</u></p> <p>(新設)</p>